

## 福井県建設工事総合評価落札方式（地域防災力維持型） 試行実施要領

### （趣旨）

- 第1条 この要領は、福井県建設工事総合評価落札方式実施要領（以下、「総合評価落札方式実施要領」という。）第1条に規定する総合評価落札方式のうち、総合評価落札方式実施要領第3条第1項の評価方式のいずれにもよらない方式（以下、「総合評価落札方式（地域防災力維持型）」という。）の試行実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要領に別段の定めがない事項については、総合評価落札方式実施要領、制限付き一般競争入札実施要領（事後審査型）、および公共工事における総合評価落札方式の手引き（以下、「総合評価の手引き」という。）に定めるところによる。

### （対象工事）

第2条 総合評価落札方式（地域防災力維持型）の対象となる工事は、原則として設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が2千万円を超え1億円未満の「土木一式工事」のうち総合評価落札方式実施要領第3条第1項第1号に規定する実績評価型（簡易型）によらない工事（主たる工事内容が「総合評価の手引き」（別表1）に該当しない工事）とする。

### （入札方式）

第3条 総合評価落札方式（地域防災力維持型）は、制限付き一般競争入札（事後審査型）により行うものとする。

### （総合評価落札方式における入札公告の記載事項）

- 第4条 契約担当者は、総合評価落札方式（地域防災力維持型）により一般競争入札に付そうとするときは、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）第149条および制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領に規定する事項のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。
- (1) 入札に付する工事が総合評価落札方式の対象となる工事であること。
  - (2) 評価対象となる項目（以下「評価項目」という。）およびその評価基準
  - (3) 技術資料および技術資料に記載された事実を確認するための資料（以下「総合評価確認資料」という。）の内容、提出の方法、期間および場所その他技術資料および総合評価確認資料に関する事項
  - (4) 総合評価の評価方式
- 2 評価項目および評価基準は、別記2（地域防災力維持型）の評価基準表を設定するものとする。

### （評価方法）

第5条 総合評価落札方式（地域防災力維持型）による評価の方法は、入札価格に応じそれぞれ次に定める計算方法により算出する数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

ア 入札価格が基準価格以上の場合

評価点＝標準点＋技術評価点

評価値＝評価点／入札価格

イ 入札価格が基準価格未満の場合

評価点＝標準点＋技術評価点

評価値＝評価点／{基準価格＋ $\alpha$  × (基準価格－入札価格)} （※係数 $\alpha$ ＝3）

- 2 前項の「標準点」とは、全ての入札参加者に与える数値をいい、その数値は100点とする。
- 3 第1項の「技術評価点」とは、別記2（地域防災力維持型）に規定する評価基準表に定める評価項目ごとに与える加算点を合計した数値をいい、当該評価基準表に定める数値を満点とする。
- 4 第1項の「基準価格」とは、福井県建設工事総合評価落札方式実施要領第14条の規定により定める額をいう。

（技術資料の提出）

第6条 総合評価落札方式（地域防災力維持型）による入札に参加を希望する者は、制限付き一般競争入札実施要領第7条に規定する確認申請書等のほか、次に掲げるところにより、技術資料を提出しなければならない。

ア 次項第1号および第2号の技術資料 入札書の提出と同時に、入札公告において定める方法により提出する。

イ アに掲げる技術資料以外の技術資料 制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領第8条第2項に規定する確認申請書等の提出期間内に、入札執行者が指定する方法により提出する（確認申請書等の提出を求められた者に限る。）。

- 2 技術資料は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 技術資料提出書（様式第4号）
  - (2) 技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）（地域防災力維持型）
  - (3) 企業の技術力および地域性・社会性（様式第9号）（地域防災力維持型）
  - (4) 主任（監理）技術者の資格等（様式第11号）（地域防災力維持型）  
※主任（監理）技術者の評価対象（40歳未満および35歳未満を評価）となる年齢は、当該工事の入札公告日が属する年度の4月1日時点の年齢をいう
  - (5) 工事を自社および当該管内の下請企業で施工する比率（様式第12号の1）（地域防災力維持型）（当該項目に対し加点申請がある場合のみ提出する）
  - (6) 配置予定の専門技術者（自社施工に係るもの）（様式第12号の2）（地域防災力維持型）（当該項目に対し加点申請がある場合のみ提出する）
  - (7) 当該年度の入札による契約件数（様式13号）（地域防災力維持型）  
※契約件数について、「合併入札」の場合にはその入札工事全体で1件とカウントする
- 3 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- 4 技術資料が提出された場合、その返却および公表は行わないものとする。
- 5 技術資料の撤回、内容の修正または再提出は、認めないものとする。

（技術資料の審査）

第7条 技術資料の審査は、入札参加資格の確認と併せて行うものとする。

- 2 技術資料の審査および入札参加資格の確認の期間は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 制限付き一般競争入札（事後審査型） 入札期間の末日の翌日から起算して、原則として7日以内（休日を除く。）
- 3 技術資料の審査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
  - (1) 最も評価値の高い者を決定するに当たっては、全ての入札参加者（失格者を除く。）について、技術資料自己評価申請書（以下自己評価書という。）の技術評価点（合計）の欄に記載のある数値を真実の数値であると仮定して評価値を算定する。
  - (2) 前号の規定により算定した評価値が最も高い者に係る技術評価点について、次に定めるところにより評価値の確定を行うものとする。
    - ア 自己評価書の加算点の欄に数値の記載がない場合は、当該項目は、加点なしとする。
    - イ 自己評価書の加算点の欄に当該項目の最大の配点の数値を超える数値の記載がある場合は、当該項目は、加算点なしとする。
    - ウ 自己評価書の加算点の欄に記載がある数値と項目説明の欄の記載の内容（例えば、有と無、その他など）とが一致しない場合は、加算点の欄に記載がある数値により評価する。

- エ 加点することができないと入札執行者が明確に判断できる項目については、減点した数値により評価することができる。
- (3) 前号に規定するところにより確定した技術評価点に基づき評価値を算定した結果、最も評価値の高い者が変わったときは、当該変更後の最も評価値の高い者について、前号に定めるところにより技術評価点および評価値を確定するものとし、最も評価値の高い者が決定するまで、同様に繰り返すものとする。
- (4) 前3号に規定するところにより最も評価値の高い者（以下この項において「落札候補者」という。）が決定したときは、当該落札候補者に対して、確認申請書等の提出を求め、次に定めるところにより当該落札候補者の技術評価点を確定するものとする。
- ア 自己評価書に記載された各項目（工事成績評定点の平均点に係る項目を除く。イにおいて同じ。）の加算点の欄の点数が、前条第2項第3号および第4号に掲げる技術資料の記載内容より高い場合は、当該項目は、加点なしとする。
- イ 自己評価書に記載された各項目の加算点の欄の点数が前条第2項第3号および第4号の技術資料の記載内容より低い場合は、当該項目は、自己評価書の加算点により評価する。
- ウ 自己評価書に記載された工事成績評定点の平均点に係る項目については、入札執行者において確認を行った数値により評価するものとする。ただし、当該数値と落札候補者が自己評価書に記載した数値とが一致しない場合には、入札執行者と落札候補者とが、相互に確認を行った数値により評価するものとする。
- (5) 落札候補者となった者以外の入札参加者については、第2号に定めるところにより当該入札参加者の技術評価点を確定するものとする。
- (6) 第4号に規定するところにより確定した技術評価点に基づき落札候補者の評価値を算定した結果、当該落札候補者が最も評価値の高い者でなくなったときは、前号に規定するところにより確定した技術評価点に基づき算定した評価値が最も高い者を新たな落札候補者として選定し、第4号の規定の例により当該新たな落札候補者の技術評価点を確定するものとし、落札候補者が最も評価値が高い者と決定するまで、同様にこれを繰り返すものとする。

(失格)

第8条 入札をした者のうち次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 提出した技術資料が最低限の要求要件を満たしていない者
- (2) 技術資料および総合評価確認資料を提出しない者
- (3) 自己評価書の技術評価点（合計）の欄に、数値の記載をしなかった者または評価点数の満点を超える数値を記載した者

(落札者の決定)

第9条 落札者の決定は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 制限付き一般競争入札（事後審査型） 次のアおよびイに定めるところによる。
  - ア 予定価格の範囲内で入札した者のうち、第7条第3項各号に規定するところにより確定した評価値が最も高い者を落札候補者として決定するものとする。ただし、最も評価値の高い者が複数であるときは、くじ引きにより、落札候補者を決定するものとする。
  - イ アの規定により決定した落札候補者について、審査会（第12条第1項に規定する審査会をいう。）の審査および必要に応じて技術委員会（第13条に規定する技術委員会をいう。）の意見聴取を行った後、落札候補者の決定の日から原則として7日以内（休日を除く。）に、当該落札候補者を落札者として決定する。
- 2 入札執行者は、前項各号の規定により落札者を決定したときは、全ての入札参加者に対し、落札者を通知するものとする。

(入札結果等の公表)

第10条 総合評価落札方式による場合における制限付き一般競争入札実施要領第17条の規定に適用については、同条第2項中「落札者および落札決定の日」とあるのは、「落札者および落札決定の日ならびに入札参加者の評価点（評価対象者のみ）および評価値（評価対象者のみ）」とする。

(総合評価審査会)

第11条 総合評価落札方式に係る事務を適正に執行するため、福井県行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第6条に規定する本庁の部および同規則第21条に規定する出先機関ならびに教育庁および警察本部（次項においてこれらを「各部局等」という。）に、総合評価審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合評価落札方式を行うことの適否
- (2) 総合評価落札方式における落札者の決定基準
- (3) 技術資料の審査および評価
- (4) 総合評価落札方式の結果の審査および落札者の決定

3 審査会に、委員長および委員を置く。

4 委員長は、各部局等の長をもって充てる。

5 委員は、各部局等の長が指名する者をもって充てる。

6 審査会は、総合評価落札方式を実施するに当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第4項および第5項の規定により、次条第1項に規定する技術委員会の意見を聴かなければならない。

(学識経験者の意見の聴取)

第12条 令第167条の10の2第4項の規定する学識経験を有する者の意見を聴くため、福井県総合評価技術委員会（以下「技術委員会」という。）を設置する。

2 技術委員会は、学識経験を有する者2人以上をもって構成する。

(評価項目の履行の担保)

第13条 契約担当者は、加点評価を行った評価項目に係る内容については、次に掲げるところにより、その履行を担保しなければならない。

- (1) 加点評価を行った評価項目に係る内容については、契約書に記載し、その内容が工事施工にあたって履行されていない場合には履行するよう求めること。
- (2) 「工事を自社および当該管内の下請企業で施工する比率」で加点された工事においては、工事着手前の工事元請・下請関係者届出書提出時に、「工事を自社および当該管内の下請企業で施工する工事（様式第14号の1）（地域防災力維持型）」および「自社施工に係る専門技術者の配置について（様式第14号の2）」を提出させ、自社および当該管内の下請企業で施工する旨通知された工事についてはすべて自社および当該管内の下請企業で施工するよう求めること。
- (3) 加点評価を行った評価項目に係る内容の履行を求めたにも関わらず、履行されていないことが確認された場合には、別記1の〔加点評価を行った評価項目の履行確保の方法〕により対応すること。
- (4) 技術資料に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な場合においては、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく措置等が行われる場合があること。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、契約担当者が必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年7月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成31年5月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和3年5月1日から施行する。

- 7 この要領は、令和 5年5月1日から施行する。
- 8 この要領は、令和 6年4月1日から施行する。

## 別記 1 (地域防災力維持型)

### 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加点評価を行った評価項目(以下「加点項目」という。)が達成されていない場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

#### 1 契約金額の減額または損害賠償請求

加点項目について不達成が認められ、加点項目が達成されていない場合は以下の方法による。

検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき加算点(確認された当該加点項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあつては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。)の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額、または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を、工事目的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

減額または損害賠償額 =  $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$  または  
減額または損害賠償額 =  $0.05 \times C$  のいずれか大きい値

C : 当初の契約金額(円)

$\alpha$  : 当初の加算点

$\beta$  : 検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

#### 2 工事成績評定点の減点

契約金額の減額または損害賠償請求を行った場合には、工事成績評定点についても10点減点する。

#### 3 指名停止等の措置

加点項目に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると県が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う。

### 記(例)(加点項目の状況に併せて適宜修正)

〇〇〇〇(受注者名を記入する。)が入札時に加点評価された以下の評価項目と個々の加算点

- 1 「自社および当該管内の下請企業で施工する比率7割以上」を達成する。・・・0.7点  
・福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱を遵守する。  
・当該工事に従事する全員の作業員名簿を現場に常備する。  
・工事元請・下請関係者届出書届時に提出する「工事を自社および当該管内の下請企業で施工する比率」(様式第14号の1)(地域防災力維持型)に記載された工種・数量以外について、すべて自社で施工する。
- 2 配置予定技術者は、(40歳未満の)(1級土木施工管理技士を有する)(継続学習に関する推奨単位を取得している)当該工事の入札書提出時の者を配置する。・・・1.5点
- 3 発注者の指定する品目全てに県産品を活用する。・・・0.5点

注: 契約時に特約事項として枠部分を記入し、契約書に閉じ込む。

※ 「自社で施工する」とは、自社で雇用されている社員により施工することを指す。

なお、自社で雇用されていない者が施工していた工種については、すべて下請契約により施工していたものとみなす。

※ 自社で雇用されている旨の確認については、発注者の求めに応じ健康保険証を提示することで行うものとするが、健康保険証の提示で雇用が確認されない場合(国民健康保険の場合等)においては、さらに雇用契約書の写しを発注者に提出するものとする。

(提示や提出がなされない場合においては、自社で雇用されていないものとみなす。)

別記2 (地域防災力維持型)

地域防災力維持型

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
3 ・ 0 点 の 技 術 力	(a)工事成績 「業種:土木一式」 (令和○年度から令和○年度)	福井県が発注する工事の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか(※1)	80点以上	2.0
			70.5点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70)×0.2	0.1~1.9
			70.5点未満	0.0
	(b)優良工事表彰 [業種:土木一式] (知事表彰:令和○年度表彰、令和○年度表彰、所長表彰:令和○年度表彰)	福井県の優良工事表彰(知事表彰は過去2年間、○事務所長表彰は過去1年間)の有無(※2)	知事表彰受賞による加点申請あり	0.3
			所長表彰受賞による加点申請あり	0.2
			加点申請無し(または受賞無し)	0.0
	(c)地域防災力維持	工事を自社で施工(5割以上)および当該土木事務所管内に主たる営業所を有する企業を下請として活用し施工する比率(※3)	7割以上	0.7
7割未満			0.0	
1 ・ 5 点 の 配 置 予 定 技 術 者	(a)配置予定技術者の保有する資格等	配置予定技術者の保有する資格および年齢(※4) (当該工事の入札書提出日が属する年度の4月1日時点の年齢)	40歳未満かつ1級土木施工管理技士	1.5
			1級土木施工管理技士	1.0
			35歳未満	0.5
			上記以外	0.0
	(a-2)配置予定技術者の継続学習への取組状況	配置予定技術者の建設系CPD協議会加盟団体における取得単位数および年齢(※4) (当該工事の入札書提出日が属する年度の4月1日時点の年齢) [推奨単位数] 連続した1~5年間で年数×各団体の推奨単位数以上を満たすもの	40歳未満かつ推奨単位数以上を取得している	1.5
			推奨単位数以上を取得している	1.0
			35歳未満	0.5
			上記以外	0.0
5 ・ 5 点 の 企 業 の 地 域 性 、 社 会 性	(a)地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市(町)に主たる営業所あり	1.5
			上記以外	0.0
	(b)社会貢献度	福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無(※5)	災害協定の締結あり	1.0
			災害協定の締結なし	0.0
	(c)地域貢献度 (令和○年度または令和○年度)	過去2か年度における県または市町と除雪作業(凍結防止剤散布を含む)の契約を締結した実績の有無(※6)	実績あり	0.5
			実績なし	0.0
	(d)県産品の活用	発注者指定の品目(特記仕様書 別表 参照)に県産品を活用する(※7)	条件を満たす	0.5
			上記以外	0.0
	(e)契約件数	当該工事の入札書提出日の属する年度の契約件数(※8)	0件	2.0
			1件	1.0
2件			0.5	
3件以上			0.0	
満点			地域防災力維持型	10.0

※1 福井県が発注する工事の過去2か年度の工事成績がない場合は、発注機関ごと当該年度最初の落札1回に限り、7.5点を付与する。なお、同じ入札日に複数の地域防災力維持型の発注工事がある場合には、複数の工事に7.5点を申請できるが、開札順で最初に落札候補者となった1回のみを有効とする。

※2 優良工事表彰による加点は、知事表彰については発注機関ごと、所長表彰については表彰を受けた発注機関において、入札公告日の属する各年(表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間(約1年間))あたり1回限りとする

※3 自社および当該管内の下請企業による施工比率= $\frac{\{ \text{当初契約額} - (\text{管外企業の一次下請額の合計} + \text{管外企業の下請けへの材料支給品額の合計}) \}}{\text{当初契約額}}$  (単位:「割」未満端数切捨て)

自社で施工する比率が5割以上とする場合に限り加点する。  
合併入札の場合は、いずれの工事も自社(5割以上)および当該管内の下請企業で施工する比率を7割以上とする場合に限り加点する。

※4 合併入札の場合で、それぞれの工事の配置予定技術者の保有する資格等または取得単位数等が異なる場合には、評価点が最低となる者で加点する。

※5 工事施工地係を所管する土木事務所管内で有効なものに限り、加点対象とする。具体的には、  
①当該土木事務所と締結した災害協定  
②県内全域を対象とした災害協定の場合で、応札者の主たる営業所の所在地が当該土木事務所管内にあるとき。  
とし、「広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」は、加点対象外とする。

※6 工事施工地係を所管する土木事務所管内で有効なものに限り、加点対象とする。  
具体的には当該土木事務所または当該土木事務所管内の市町との契約締結の実績を加点対象とする。

※7 「(d)県産品の活用」において、別表の該当欄が全て空白である場合には、この項目は「条件を満たす」とし0.5点を加点する。

※8 契約件数は、発注機関ごとの入札(総合評価落札方式(地域防災力維持型)によるものに限る。)による土木一式工事のうち、当該工事の入札書の提出日の前日までに落札決定した件数をいう。ただし、落札決定した工事が「合併入札」であった場合には、その入札工事全体で1件とカウントする。  
なお、同じ入札日に複数の地域防災力維持型の発注工事がある場合には、1つの工事のみ契約件数に応じた点数を申請し、それ以外の工事には順次「契約件数が1件ずつ増えたものと仮定した点数」で加点申請を行うこと。ただし、複数の工事に同じ点数を申請した場合には、全ての申請点数を「0点」として評価する。





様式第4号の2  
(地域防災力維持型)

技術資料自己評価申請書

工事名

工事場所

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名	企業の技術力						企業の地域性・社会性						技術評価点										
	様式第9						様式第9号																
	工事成績(注1)			優良工事表彰(注2)			地域精通度			社会貢献度				地域貢献度			契約件数						
	平均 (小数第二位四捨)	加算点	表彰 区分	加算点	有無	加算点	主たる 営業所	加算点	有無	加算点	有無	加算点		有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点				
最大	80点以上	2.0	知事 表彰	0.3	7割 以上	0.7	3.0	40歳未満 かつ 一般土木	1.5	1.5	〇〇市	1.5	有	1.0	有	0.5	有	0.5	0件	2.0	5.5	10.0	
最小	70.5~79.9点 (工事成績評定点 の平均点-70) × 0.2	~	所長 表彰	0.2	7割 未満	0.0	0.0	1級土木 35歳未満	0.5	0.5	〇〇市	0.0	無	0.0	無	0.0	無	0.0	1件 2件 3件 以上	1.0 0.5 0.0	0.0	0.0	~
合計																							

配点

企業名	保有資格および年齢			継続学習および年齢			小計	資格名			加算点	単位数			加算点	小計	地域精通度			社会貢献度			地域貢献度			契約件数			技術評価点
	資格名	加算点	有無	加算点	有無	加算点		有無	加算点	有無		加算点	有無	加算点			有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点	
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 推奨単位数 以上	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	1級土木 35歳未満	0.5		1級土木 35歳未満	0.5		0.5	〇〇市	0.0																				
〇〇〇〇	その他	0.0		その他	0.0		0.0	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5		1.5	〇〇市	1.5																				
〇〇〇〇	40歳未満 かつ 一般土木	1.5		40歳未満 かつ 一般土木	1.5																								



## 主任(監理)技術者の資格

配置予定技術者の 従事役職・氏名・ 生年月日・年齢 (※)	<input type="checkbox"/> 技術者 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日生 ( <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 歳 ) <input type="checkbox"/> 35歳未満    ・ <input type="checkbox"/> 40歳未満    ・ <input type="checkbox"/> 40歳以上
最終学歴	<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 工学科 <input type="checkbox"/> 年卒業
法令による資格 ・免許等	1級土木施工管理技士 (取得年および登録番号) 監理技術者資格 (取得年、有効期限、登録番号および登録会社) 監理技術者講習 (取得年、修了証番号) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (取得年および登録番号等)
継続学習への取組 み状況(注1)	団体名 ( ) 証明期間 ( 年 月 日 ) ~ ( 年 月 日 ) ( ) 年間 取得単位数 ( ) 単位

(\*) は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。

注意：上記記載の内容が確認できる資料(年齢が確認できるもの(健康保険証等)の写し、1級国家資格者証の写し等、建設系CPD協議会加盟各団体の発行する学習履歴証明書等の写し)を添付すること。

- 配置予定の技術者が特定できず、複数となる場合には、本様式の複数枚提出も可能とする。ただし、評価は、合計点の最低となる配置予定技術者とする。
- 記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価落札方式(地域防災力維持型)試行実施要領」等を熟読の上、作成すること。

(注1) 設計額が7千万円未満で「継続学習」を評価項目としない案件については記載不要

[P O/O]



様式第12号の2  
(地域防災力維持型)

配置予定の専門技術者(自社施工に係るもの)

項目	監理技術者等 (主任技術者・監理技術者)		専門技術者	
	土木一式工事	(記載例) とび・土工・コンクリート工事	(記載例) 鉄筋工事	〇〇工事
建設工事の種類(注1)	土木一式工事	(記載例) とび・土工・コンクリート工事	(記載例) 鉄筋工事	〇〇工事
建設工事(注2)		土工 法面吹き付け工	鉄筋加工組み立て	〇〇工
氏名	〇〇〇〇(〇〇歳)	主任技術者が兼任	△△△△	☆☆☆☆
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 〇〇年卒業	同左	〇〇高校〇〇科 〇〇年卒業	
専門技術者となり得る要件 (法令による免許 または実務経験等) (注3)	〇級土木施工管理技士 (取得年および登録番号) 監理技術者資格 (取得年および登録番号)	同左	〇級鉄筋施工技士 (取得年および登録番号)	

(注1)建設工事の種類は、建設業法別表第一(上欄)を記載すること

(注2)建設工事については、建設工事の例示(平成13年4月3日 国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」について)を参考に、当該工事の代表的な工種を記載する。

(注3)専門技術者の資格(合格証明書等)が確認できる資料、自社と3ヶ月以上の雇用関係が確認できる資料を添付すること

(注4)監理技術者等の評価対象となる年齢は、当該工事の入札書提出日が属する年度の4月1日時点の年齢をいう

当該年度の入札による契約件数

工事名	施工地係	公告日	工期 R〇年〇〇月〇〇日～ R〇年〇〇月〇〇日	入札書提出 日前日時点 の契約状況 (注1)
(記載例) 〇〇工事その〇工事	〇〇市 〇〇〇地係	R2年〇〇月〇〇日	R2年〇〇月〇〇日～ R2年〇〇月〇〇日	契約中
契約件数				件

注意：契約件数は、発注機関ごとの入札（総合評価落札方式（地域防災力維持型）によるものに限る。）による土木一式工事のうち、入札の申し込みを行った日（入札書を提出した日）の前日までに落札決定した回数をいう。

- 契約件数が3件以上ある場合は、直近3件の工事を記載すること。
- 契約件数について、「合併入札」の場合にはその入札工事全体で1件とカウントする
- 記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価落札方式（地域防災力維持型）試行実施要領」等を熟読の上、作成すること。

(注1) 当該欄には、「落札決定」「契約中」「完成」を記載すること。

事務所長様

(受注者名) 住所:  
商号または名称: 代表者名:  
印

工事を自社および当該管内の下請企業で施工する比率

年 月 日付けで請負契約を締結した工事について、総合評価における「工事を自社および当該管内の下請企業で施工する比率」で加点を受けたので、  
福井県建設工事総合評価方式(地域防災力維持型)試行実施要領に基づき、下記の下請工事以外の工事について、自社で施工することを通知します。

工事名	河川路線名				施工地係		下請合計額 (円) ※1					
	下請けを行う工事		数量		一次下請額 (円) ※1	下請への材料支給品額 (円) ※1						
下請企業名(上段) 住所(下段)	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	単位	数量						
管内下請企業												
管外下請企業												
管内下請企業計												
管外下請企業計												
下請合計												
							(D)	0	(E)	0	(F)	0
							(A)	0	(B)	0	(C)	0

行が足りない場合は、適宜追加すること

当初契約額 ※1	(Z)	円
下請合計額 (C) = (A) + (B)	(C)	0 円
管外への下請合計額(F) (F) = (D) + (E)	(F)	0 円
自社で施工する比率 ※2		割
自社および当該管内下請企 業で施工する比率 ※3		割

※1 消費税を含んだ額を記入すること。  
 ※2 自社で施工する比率 = (当初契約額(Z) - (一次下請額の合計(A) + 下請けへの材料支給品額の合計(B))) / 当初契約額(Z) (「割」未満切捨て)  
 ※3 自社および当該管内の下請企業で施工する比率 = (当初契約額(Z) - (管外下請額の合計(D) + 管外下請への材料支給品額の合計(E))) / 当初契約額(Z) (「割」未満切捨て)  
 (注1)「工事を自社および当該管内の下請企業で施工する比率」で加点を付した報告、工事着手前の提出する工事元請下請関係者届出書提出時に、この様式を提出する。  
 (注2)「工事を自社で施工する」とは、自社で雇用されている社員により施工することを指す。  
 なお、自社で雇用されている者(自営業者)については、発注者の求めに応じて健康保険証を提示することで行うものとしますが、  
 健康保険証の提示で雇用が確認されない場合(国民健康保険の場合等)においては、さらに雇用契約書の写しを発注者に提出するものとする。  
 (提示や提出がなされない場合においては、自社で雇用されていないものとみなす。)

様式第 1 4 号の 2  
(地域防災力維持型)

事務所長 様

(受注者名) 住所:  
商号または名称: 印  
代表者名: 印

自社施工に係る専門技術者の配置について

年 月 日付で請負契約を締結した工事について、総合評価において「E」工事を自社および当該管内の下請企業で施工する比率」で加点を受けたので、福井県建設工事総合評価落札方式(地域防災力維持型) 試行実施要領に基づき、自社で施工する工事について下記のとおり専門技術者を配置しますので、通知します。

項目	監理技術者等 (主任技術者・監理技術者)	専門技術者			
		(記載例) とび・土工・コンクリート工事	(記載例) 鉄筋工事	〇〇工事	〇〇工事
建設工事の種類(注1)	土木一式工事			〇〇工事	〇〇工事
建設工事(注2)		土工 法面吹き付け工	鉄筋加工組み立て	〇〇工	
氏名	〇〇〇〇(〇〇歳)	主任技術者が兼任	△△△△	☆☆☆☆	
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科	同左	〇〇高校〇〇科		
	〇〇年卒業		〇〇年卒業		
専門技術者と 成り得る要件 (法令による免許 または実務経験等) (注3)	〇級土木施工管理技士	同左	〇級鉄筋施工技能士		
	(取得年および登録番号)		(取得年および登録番号)		
	監理技術者資格				
	(取得年および登録番号)				

(注1)建設工事の種類は、建設業法別表第一(上欄)に記載すること

(注2)建設工事については、建設工事の例示(平成13年4月3日 国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」について)を参考に、当該工事の代表的な工種を記載する。

(注3)専門技術者の資格(合格証明書等)が確認できる資料、自社と3ヶ月以上の雇用関係が確認できる資料を添付すること

(注4)監理技術者等の評価対象となる年齢は、当該工事の入札書提出日が属する年度の4月1日時点の年齢をいう